

航空運輸産業視点からの戦後アメリカ占領政策の考察



【中野キャンパス】人文社会学部 観光経営学科 教授

栗山 俊久 Kuriyama Toshihisa

URL: [帝京平成大学 教員業績紹介ページ](https://www.chuo-u.ac.jp/~kuriyama/)

キーワード: 航空事業・航空産業・占領政策・交通政策・経営史・航空史



研究の概要

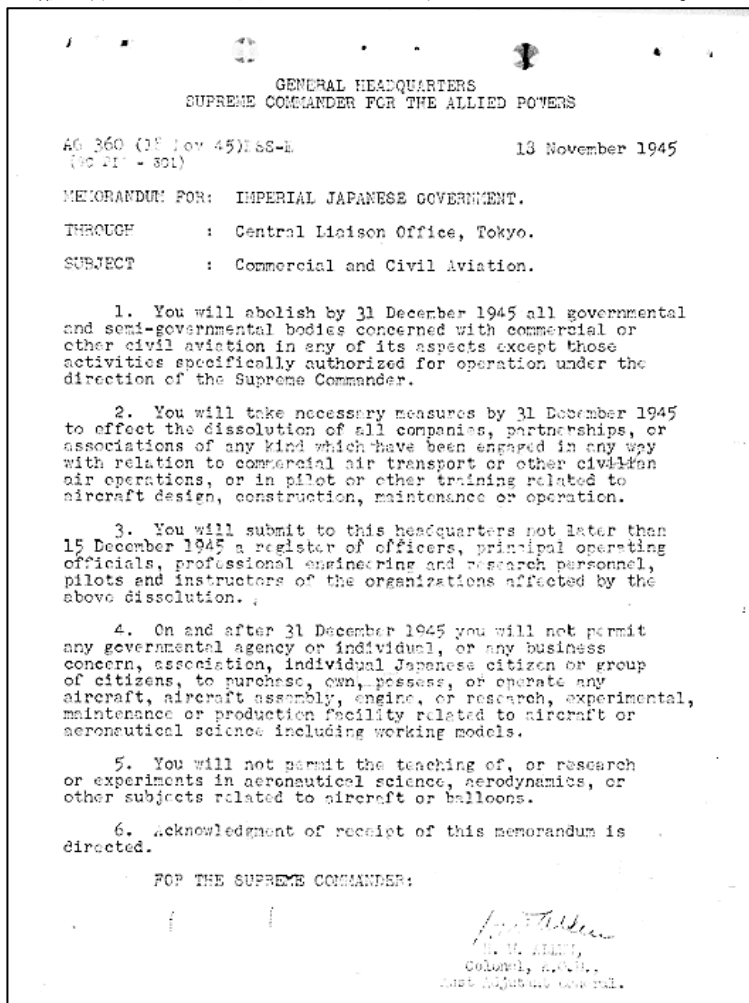
SDGs 目標 9: 産業と技術革新の基盤をつくろう

アメリカによる占領政策は政治或いは経済を通じた様々な研究が数多くなされている。特に後者については各産業を軸とした研究も多くみられるが、航空運輸産業を通じた研究はほとんど見ることができない。

その理由は占領期に航空運輸産業がほぼ存在していなかったからと考えられる。1945年9月2日の降伏文書調印から1951年4月28日のサンフランシスコ講和条約発効までおよそ6年半、アメリカ占領軍(GHQ)の統治下にあった日本では大日本航空株式会社が1945年10月31日に解散、独立後1951年8月に日本航空(JAL)が設立されるまで日本に航空会社はなく、従って航空運輸という産業が存在していなかった。

そこでこの空白期間の開始時期に焦点をあて、航空運輸産業研究と占領政策研究を同時並行しておこなう。なぜならそれら2つを合わせて研究しない限りこの期間の実態を当時の目線で見ることができないからである。これまでの航空運輸産業に関する多くの研究は航空運輸産業が断絶する前とそれによる空白期間が終わった後に限定されてしまうという限界を有していた。

占領政策と航空運輸産業との関連に焦点をあてた研究によってこの空白を埋めることができれば、従来の研究の限界を超えることできる、それがこの研究の目的である。



1945年11月13日

GHQ 発行対日指令第301号 民間航空保持禁止令

出所: 国立国会図書館

実学へのつながり・産業界や自治体へのアピールポイント・協力可能事項・協力希望事項

占領政策、アメリカ本国とGHQ、そしてGHQと日本企業という観点から分析をおこなうことで、これまでの占領史研究にて得ることができていなかった或いは見過ごされていた側面を占領政策の中に見出し、また現在、日本を代表する産業に育ちつつある航空運輸産業の経済史的研究にも寄与できる。

知的財産・論文・学術発表など（詳細は右上 QR コードの教員紹介からご確認ください）

【論文】・「戦後の占領政策と企業の存続をめぐる ～航空産業における企業の自律的判断」